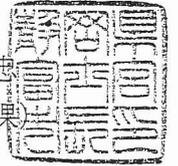


富陳第 2 号の2

平成25年1月16日

富士宮地区労働者福祉協議会  
会長 小林 純一 様 ほか1名

富士宮市長 須藤秀忠  
(総務部・くらしの相談課)



## 回 答 書

### 1 昨年度の要望事項の振り返りについて

(1) 昨年3月11日に発生した東日本大震災や3月15日の富士宮市を震源地とした大地震の被害から、多くの児童や生徒を抱え、かつ市民の避難場所としても利用される学校施設の安全対策について要望をしましたが、その後の進捗状況についてお聞かせ願いたい。

①学校トイレの洋式化の促進と施設全体のユニバーサルデザイン化について、昨年は洋式化には状況に応じて実施、ユニバーサルデザイン化は玄関等の出入口の段差などのバリアフリー法に基づいた対応を行う旨の回答をいただきましたが、その後の状況を教えていただきたい。

(回答)

各学校のトイレの洋式化については、今年度事業としては、富丘小学校北校舎トイレ大規模改修において、各階トイレ男女1か所ずつ洋式化し、その他としては人穴小学校の体育館トイレの男女1箇所ずつの洋式化を実施しております。

ユニバーサルデザイン化については、来年度小学校から肢体不自由児が中学校に進学する予定があるため、保護者や学校側から要望を聞きながら必要なバリアフリー対策を実施する計画です。

玄関等での段差対応については、学校と対策について協議しながらスロープ等の設置を実施しております。

②停電等で震源を確保するための発電機設置について、ポータブル発電機の設置を検討するとの回答をいただきましたが、設置状況を教えていただきたい。

(回答)

停電等で電源を確保するための発電機設置については、ポータブル発電機を学校校舎内に設置することとし、平成24年度は9校に設置しました。残りの学校については年10校程度ずつ設置する計画です。

※回答への問合せ先は（教育総務課・施設経理係 電話：0544-22-1186）です。

(2) 地震災害による交通網遮断の懸念から道路の安全対策についても昨年要望をいたしました。これについても対応状況を教えていただきたい。

①青木坂の道路崩壊、がけ崩れ

(回答)

一般県道富士宮白糸線は、昨年9月の台風15号により法面の崩落が数箇所あり、山側については暫定的に落石防止柵を設置してある状況です。この箇所を含め、青木坂は改良を待たれる区間があるため、県に早期対策をお願いします。

② 西山工業団地カーブ

(回答)

本路線は昨年9月議会で、2級市道西山安居山線に改名されました。本年度も昨年同様に道路用地取得交渉や、物件の移転交渉を行っています。交渉の進捗に合わせて、出来る箇所より工事の実施を計画しています。

③東阿幸地、渡辺米店前交差点

(回答)

一般県道大坂富士宮線は、ご指摘の渡辺米屋前の交差点の改良も含め、国道139号交差点（ピアゴ前）から妙泉寺前交差点までを県が計画し、富士宮市も渡辺米屋交差点の南北を改良する予定です。

事業区域中、用地等の交渉が済んだ部分から順に着手する予定です。本年は妙泉寺前を施しました。

※回答への問合せ先は（道路課・道路維持係 電話：0544-22-1161）です。

## 2 富士山世界文化遺産登録について

(1) 富士宮市ホームページやマスコミ等から、富士山の世界文化遺産に登録する活動が静岡、山梨両県と富士山周辺の市町村で推進組織を設置し、取組みを進めていると報道されている。富士宮市としてもそれに向けた行動計画策定を行っており、その方針の具体的項目として「美化活動の推進」が掲げられている。以前から富士山へのアクセス道路におけるゴミの不法投棄は世界遺産登録に向けての大きな問題であり、労福協会員である勤労者もそれぞれの組織や地域コミュニティで富士山やそれに関わる道路清掃等を行っていますが、根本的な解決に至っておりません。ゴミの不法投棄について、市としての対策や取組みについての考えを教示願いたい。併せて富士山世界遺産登録に向けた富士宮市行動計画について、勤労者の視点に立った内容の開示もお願いしたい。

(回答)

世界文化遺産登録につきましては、国からユネスコ世界遺産委員会に対し、推薦書とともに包括的保存管理計画が提出されており、この中で、富士山を後世に継承していくための適切な保存管理に向けた体制や取組が明記されております。

ご質問のゴミの不法投棄については、計画の中で、「来訪者及び観光による影響への対応」として「富士山域における清掃活動」及び「山麓における廃棄物不法投棄の防止」を事業に盛り込んでおります。

前者については、行政機関、民間団体、ボランティア等による現行の清掃活動を促進し、登録後もその推進と強化を図ることとされています。後者については、国、静岡・山梨両県、関係市町村等が連携してパトロールを実施するとともに、廃棄物監視員を配置し監視体制を整備することにより、不法投棄の未然防止、早期発見、拡大防止、撤去・適正処理を推進するとしています。

この方針に基づき、静岡県では、富士山クリーンアップの推進、不法投棄自動監視カメラシステムの導入、森林パトロールサポートカー制度の実施など具体的な取組を進めております。

当市のゴミの不法投棄対策としては、毎週1回富士山麓環境パトロール隊によるパトロールの実施、民間委託による不法投棄の発見、撤去など、不法投棄の早期発見、防止に努めているところです。

今後、広報誌などを通じ、市民の皆様からも富士山麓を中心とした不法投棄の情報を収集し、国、県、関係市町村と連携を図り、適切に対処し、世界文化遺産登録に相応しい富士山となるように努めていきたいと考えております。

また、富士宮市行動計画については、策定の段階から官民一体となった取組を目指しており、今後、パブリックコメントなど、市民の皆様への積極的な周知を図っていききたいと考えております。

※ 回答への問合せ先は（富士山文化課・世界遺産推進室 電話：0544-22-1489）です。

※回答への問合せ先は（生活環境課・廃棄物対策係 電話：0544-22-1137）です。

### 3 安心・安全な地域づくりについて

(1) 昨年発生した大規模災害を教訓に市内の各地区では、より実践に即した防災訓練が実施されていますが、各地区で実施日が違うため、統一感に欠けているように感じる。なぜ、市全体で実施日を統一した全体感のある訓練を行わないのか。市としての考えをお聞かせ願いたい。

(回答)

市では、毎年9月1日を「総合防災訓練」、12月の第1日曜日を「地域防災訓練」の

実施日として位置付けし、事前に各自主防災会長へ連絡しております。

各自主防災会では、区の行事などを考慮した上で訓練の日程を決めているため、市内全体での一斉訓練を実施することが困難な状況にあります。

「東北地方太平洋沖地震」及び「静岡県東部の地震」発生以降、各自主防災会から訓練内容についての問い合わせが多数寄せられております。防災生活課では、各地域の防災力の向上を図るため、各自主防災会が地域の実情に即したより実践的な訓練の実施ができるようにアドバイスをしております。

今後におきましても、各自主防災会の実践的な訓練実施を促し、市全体の防災力を向上させるよう努力してまいります。

※回答への問合せ先は（防災生活課・防災危機管理係 電話：0544-22-1319）です。

(2) 東日本大震災の被災地を支援する考えから、瓦礫処理受け入れの富士宮市としての対応スタンスについての考えをお聞かせ願いたい、

(回答)

富士宮市は東北地方の早期の復興に協力すべく、災害瓦れきの受入れを前提に試験焼却の実施を表明し、焼却施設での技術面の問題点、焼却後の焼却灰の安定処理等の検討、住民説明会、現地視察を実施してまいりました。

しかしながら、この9月、国からの「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表の策定及びこれを踏まえた広域処理の協力要請」に基づき静岡県の災害廃棄物受入れ処理計画が新たに策定され、この計画上、本年3月に国が県に要請した瓦れき処理量77,000トンが23,500トンに下方修正され、今後、試験焼却を検討している自治体の具体的な進め方が改めて示されましたところ です。

この計画は、試験焼却を検討中の自治体における受入れについては、「被災地の復興支援を進めるため、広域処理の実現について引き続き市町の実情に応じた協力をお願いし、試験焼却の実施に当たっては、安全基準を満たした焼却灰を、確実に最終処分できる見通しが立ってからお願いします。」という内容であり、県の広域処理については、実際の予定処理量の減少に伴い、9月時点において既に試験焼却、本焼却実施済の市町での処理で足りるという方針を県から説明を受けております。

したがって、当市の今後の瓦れき受入れの実施に関しましては、今まで受入れに向け準備を進めてまいりましたが、その必要がなくなったことから受入れはしない方針であります。

今後もしみやかな復興を切に願い、状況を注視し当市の実情に沿った支援を行いたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

※回答への問合せ先は（清掃センター・施設係 電話：0544-58-2667）です。

(3) 市内の道路安全対策や渋滞対策について、多くの要望が寄せられており、市民の安全確保と渋滞緩和の観点で下記の3か所の対応を検討願います。

①山宮工業団地東側道路のトラック一時待機場所の設置

(回答)

路上駐車に伴うトラック一時待機場所の設置については、一昨年、富士宮北山工業団地立地企業連絡会からも同様の設置要望が出され、次のような改善策を講じた結果、路上駐車車の減少や路上駐車車両への追突事故もなくなり、実績を上げております。

路上駐車の原因が、操業開始前にトラックが到着したことや、既に先行しているトラックがあるための待機と考えられることから、改善策としては、路上駐車車両の特定を行い、発注・搬入先である団地内企業から、操業時間に合わせた時間に到着するようお願いした結果、近くの駐車できるサービスエリア等にて、時間調整が徹底されたことにより改善されました。

山宮工業団地についても富士宮北山工業団地同様の取組みを行ってまいりたいと考えておりますので、表富士工業団地協働組合10社と進出企業11社に対し、このような取組みについて周知を図ってまいります。

※回答への問合せ先は（商工振興課・工業振興・労政係 電話：0544-22-1154）です。

②阿幸地、田子の月前交差点の右折信号設置

③イオン南側のパチンコABC前交差点の右折信号設置

(回答)

②、③の右折信号の設置につきましては、自治会での総意を元に、区長名にて富士宮警察署交通課へ要望書の提出をお願いいたします。規制審議会等で、必要と認められれば設置となります。

※回答への問合せ先は（防災生活課・市民安全係 電話：0544-22-1130）です。

(4) 学校周辺の安全対策として、市内の通学路は非常に危険な場所が存在し、登下校の児童、生徒の安全が充分確保されているとは言い難い状況にあります。通学路の安全確保に向けてグリーンベルトや交通安全指導員の配置が一役買っており、今後もグリーンベルトの増設や交通指導員の増員をお願いします。また、現状の非常に危険箇所と考える下記の3か所について何らかの対応の検討をお願いします。

(回答)

市内小中学校は、毎年、通学路の危険箇所について把握し、各部署に対し改善要望書を提出しています。教育委員会はグリーンベルト設置のため、ペンキやローラー代を予算措置し、設置作業は各学校のPTAが中心になって行っています。

今後も、児童生徒の通学路の安全確保のため、グリーンベルトの整備を行います。

静岡県交通安全協会の交通安全指導員は県内に174人おり、各警察署の定数ごとに配置され、富士宮市では現在、定数5人（1人欠員中）が市内各所にて交通指導にあたっていただいております。

また、富士宮市長の委嘱により任務に就いている交通指導員は現在62人おり、全小学生児童数に対する割合で配分され、各小学校の登校における交通指導を行っていただいております。これらについて、現段階では適正に配置されていると考えておりますが、富士宮市では、今後もこれらの関係団体と連携を密にし、富士宮市から交通事故を1件でも削減できるよう、努めてまいります。

※回答への問合せ先は（ 防災生活課・市民安全係 電話：0544-22-1130）です

※回答への問合せ先は（ 学校教育課・指導係 電話：0544-22-1185）です。

#### ①富士宮芝川線の歩道整備

(回答)

主要地方道富士宮芝川線は、合併支援重点整備事業で、現在静岡県が用地交渉を進めていると伺っております。本路線の拡幅は、通学者の安全確保に大きく寄与することから、市としましても県に早期対策をお願いしてまいります。

#### ②泉町潤井川沿いの飲食店一休前の道路拡張

(回答)

一般市道泉町5号線を調査したところ、東進する大型車は対向車線に大きくはみ出し通行している状況が見られます。富士宮三中に問い合わせたところ、この路線も通学路として通行できなくもないが、通学者の多くはこの路線を避け、北側の交通量の少ない泉町1号線を經由し、滝戸橋西側の横断歩道を横断し、学校へ向かっているようです。飲食店「一休」前のカーブの南西は野中用水の水路、水門で、北東は民有地となっており、カーブを緩くするためには民有地側を取得するしか方法がなく、多大な費用がかかることから、路面表示や看板等による注意喚起施設の設置を検討いたします。

#### ③市道宮原万野線における雨天時の歩道安全確保

(回答)

1級市道宮原万野線を調査したところ、ご指摘のとおり車道、歩道の排水先がほとんどなく降雨時の通学児童に不便をかけていることが想定されます。

この道路は富士宮バイパス開通当時に、関連道路として開設されており、富士宮バイパスの排水先として当時としては大型の側溝を設置されましたが、現在の開発率では容量が足りず、溢水する箇所もあるようです。

ご提案の、グレーチング設置が有効に機能するか、路線沿線の方々にも意見を聴取し溢水がないようであれば、車道の排水機能も含めて実施を計画します。

※回答への問合せ先は（道路課・道路維持係 電話：0544-22-1161）です。

#### 4 各種相談機会の充実と消費教育について

(1) 現在、市役所の窓口休日開催については、毎月第1日曜日に市民課、子ども未来課等一部の部署で対応しており、また、毎週水曜日は市民課、収納課で夜間延長業務も行われている。しかし、窓口休日開催の市民への認知度が充分でないとの意見が多い。ホームページや広報誌への掲載を継続し、周知方法についてのより一層の工夫を要望する。

(回答)

市役所一部部署の日曜開庁と水曜業務時間延長につきましては、ホームページ、広報紙、くらしの便利帳、窓口封筒への掲載、庁舎内へのビラの掲示などさまざまな方法でご案内していますが、これからも市民のみなさまに広く利用していただけるよう周知に努めてまいります。

※回答への問合せ先は（市民課・庶務係 電話：0544-22-1133）です。

(2) 労福協も支援しているライフサポートセンター静岡について、通年で「暮らし何でも相談ダイヤル」を実施し、市民の生活の困りごとやトラブル等の解決に向けて相談業務を行っている。本年11月には富士、富士宮市の相談拠点として富士市においてライフサポートセンター岳南事務所の立ち上げも予定している。

市民が安心して生活していくための様々な活動を行い、行政活動をサポートする役割も担っていると考えておりより多くの方が相談を寄せていただけるよう「暮らし相談ダイヤル」を市の広報誌への掲載をお願いする。

(回答)

11月1日オープンしたライフサポートセンター岳南事務所は、勤労者のさまざまな相談にのることや地域の居場所として機能することが期待されています。

市役所くらしの相談課でもおこなっている市民相談窓口と合わせて、市民の方に気軽に相談できる場を多く提供するためにも、ライフサポートセンターのチラシを窓口に置くなどし周知を図っていきます。

また、多くの方に利用していただけるよう広報ふじのみやにも、事務所の開設について掲載する予定です。

(3) 県労福協主導で各自治体に対して、勤労者や学生を含む地域の住民に対する地方消費者行政活性化、消費者被害防止のため、特に中学生や高校生の教育現場で教材として「マネートラブルにかつ！」の有効活用を訴えています。県内でも政令市である静岡市や浜松市を初め、焼津市、南伊豆町等で学生や市民に対して、行政とタイアップして冊子の配布を行った実績があります。富士宮市においても、学生層の消費教育の一環として、自治体版「マネートラブルにかつ！」の発行と配布について検討をお願いする。

(回答)

ご指摘のとおり、消費教育の重要性は日々痛感しています。また、冊子を配るだけでなく話を聞いていただく形を取らないと、あまり啓発効果がないことも感じています。

冊子の見本を拝見しましたが、啓発の形態、費用負担、さらに対象を若年層に絞るのであれば内容についても、ご相談させていただく必要があります。そのような話し合いをしながら実現可能かどうかを検討していくことは可能です。

※回答への問合せ先は（くらしの相談課・くらしの相談係 電話：0544-22-1132）です。